

## 佐呂間町指定クーリングシェルター募集要項

### 1 目的

本要項は、気候変動適応法第21条第1項に規定する指定暑熱避難施設（以下「クーリングシェルター」という。）の指定に関し必要な事項を定めるものとする。

### 2 指定要件

指定の対象となる施設は町内に所在する施設であって、次の各号に掲げる要件を全て満たす施設とする。

- (1) 適当な冷房設備を有すること。
- (2) 北海道を対象とする熱中症特別警戒アラートが発表された場合において、開放可能日時の範囲内で当該施設を住民等に開放することができること。また、佐呂間町の要請により、熱中症警戒アラート発表時に当該施設を住民等に開放することができること。
- (3) 当該施設の指定箇所が無料で利用可能であること。
- (4) 協定において定める受入れ可能人数（利用者が休息可能な座席数）に応じて、住民等が滞在するために必要かつ適切な空間を確保すること。
- (5) 佐呂間町と「佐呂間町指定クーリングシェルターに係る協定書」を締結し、その内容を履行できること。なお、佐呂間町が管轄する施設においては、応募用紙の提出をもって協定締結に変えることができる。

### 3 運用期間

クーリングシェルターの運用期間は、6月1日から9月30日までとする。なお、運用可能な日、及び時間帯については、各施設の実情に応じ、協議の上、決定する。

### 4 応募方法

別添「佐呂間町指定クーリングシェルター応募用紙」に必要事項を記載の上、佐呂間町総務課にメール、郵送、来所のいずれかの方法で提出

### 5 応募先

住 所 〒093-0592 常呂郡佐呂間町字永代町3番地の1

宛 名 佐呂間町総務課

電 話 01587-2-1211

メール soumu@town.saroma.hokkaido.jp

## 6 応募期間

随時

## 7 提出後の流れ

- (1) 町と施設管理者で協定内容の協議
- (2) 協定の締結
- (3) クーリングシェルター運用開始
- (4) クーリングシェルター施設情報の公表（町ホームページ等）

## 8 指定の有効期間

「2 指定要件（5）」の協定で定めた有効期間満了の1か月前までに、町または指定施設管理者のいずれからでも、協定を更新しない旨の申入れが行なわれなかった場合には、協定は、引き続き同一の条件で1年間更新されるものとし、以降も同様とする。

## 9 施設の管理

クーリングシェルターとして指定を受けた施設は、次に掲げる事項について、協力することとする。

- (1) 主たる出入口においてクーリングシェルター・マーク又はロゴの掲示
- (2) 冷房設備の適切な管理

## 10 経費の負担

クーリングシェルターの運用に伴い必要となる冷房設備の電気代、その他一切の経費は、施設管理者の負担とする。

## 11 その他

公序良俗に反する、取組の趣旨に適さない等、町が不相当と認める場合は、指定されない場合があります。また、町はクーリングシェルターとして指定した施設が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その指定を取り消すことができる。

- (1) 施設が廃止されたとき。
- (2) 施設が「2 指定要件」の各号に適合しなくなったとき。
- (3) その他町長が指定の必要がないと認めるとき